

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、GPS機器等の利用における早期発見による本人の安全確保及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) GPS機器等 GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、その位置情報を検索できる端末機器をいう（ただし、一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。）。

(2) 位置情報検索サービス GPS機器等の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

(補助対象)

第3 補助の対象となる者は、満40歳以上で、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、徘徊（ひとり歩き）により行方不明になるおそれがあり、次の各号のいずれかに該当する在宅の者又はその家族等とする。

(1) 要介護又は要支援の認定を受けている者

(2) 認知症の確定診断を受けている者

(3) その他市長が必要と認める者

(補助の対象経費及び補助額)

第4 市長は、補助の対象者に対し、次の各号のいずれにも該当するGPS機器等の購入又は貸与費用及び初期費用を予算の範囲内で補助するものとする。

(1) 主にGPS機器等を保有する者の位置情報を把握することが目的であること。

(2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること。

(3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと。

(4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。

(5) GPS機器等の連続動作時間が最大200時間以上であること。

(6) 介護保険の福祉用具貸与の対象ではないこと。

2 前項の初期費用とは、シューズ、充電器等専用付属品等の購入費及び位置情報検索サービスの利用開始に係る経費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、送料、手数料等の購入に付随する経費、月額利用料及び追加サービスに係る費用は、補助の対象としない。

4 補助の額は、10,000円とし、1人の申請者につき1回限り行う。ただし、補助の対象となる経費が10,000円を下回る場合は、その購入又は貸与費用及び初期費用を補助するものとする。

(補助の申請)

第5 G P S機器等導入費の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、G P S機器等を導入する前に、茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 導入予定のG P S機器等の内容、金額が分かるもの
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （補助の決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、補助の可否を決定の上、補助することを決定した場合は茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定した場合は茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（G P S機器等の導入）

第7 第6の規定により補助決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助の対象となるG P S機器等を導入するものとする。

（変更の届出）

第8 補助の申請をしたものは、補助決定通知後においてG P S機器等の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助変更承認申請書（様式第4号）に導入予定のG P S機器等の内容、金額が分かるものを添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助の確定等）

第9 市長は、第8の変更承認申請書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは補助額を確定し、茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助確定通知書（様式第5号）により、補助しないことを決定した場合は茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助不支給決定通知書（様式第3号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助の請求）

第10 第6の補助決定を受けた者又は第9の補助金額の確定通知を受けた者は、G P S機器等を導入し、補助決定通知書に記載された決定日から起算して3月を経過した日又は補助決定通知書に記載された決定日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業実績報告書兼補助請求書（様式第6号）に次に掲げる必要書類を添えて請求しなければならない。

- (1) G P S機器等導入に係る支払手続が完了したことを証する書類
- (2) 導入したG P S機器等の購入費用と初期費用が分かるもの
- (3) 補助決定通知書又は補助確定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、補助決定者に対して補助金を支払うものとする。

（補助決定の取消し）

第11 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 補助決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 関係法令に違反したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助決定を取り消したときは、茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助決定取消通知書（様式第 7 号）により、補助決定者に通知するものとする。
- （補助金の返還）
- 第12 市長は、第11の規定により補助決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助返還請求書（様式第 8 号）により、期限を定めて返還を請求するものとする。
- （その他）
- 第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 21 日から実施する。
- （経過措置）
- 2 この要綱は、実施の日以後の補助申請に係る認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助金について適用し、同日前の補助申請に係る認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助金については、なお従前の例による。

（申請先）茨 木 市 長

申請者（家族等）

住 所

氏 名

(利用者との続柄)

生年月日

年 月 日

(歳)

電 話

()

自宅・呼出

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助申請書

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業実施要綱第5の規定により申請します。

利 用 者 氏 名			
利 用 者 住 所	☐ 申請者と同じ	☐ その他	(茨木市)
利 用 者 生 年 月 日	☐ 申請者と同じ	☐ その他	()
利 用 者 電 話 番 号	☐ 申請者と同じ	☐ その他	()
対 象 要 件 の 確 認	↓該当項目に ☐ チェックを付けてください。(全てに該当する方が対象)		
	☐	利用者が在宅または介護する家族等がいる。	
	☐	この事業による補助を受けたことがない。	
	☐	利用者が徘徊（ひとり歩き）により行方不明になる恐れがある。	
	☐	GPS機器等の購入または貸与と位置情報検索サービスの利用開始前である。	
	↓該当項目に ☐ チェックを付けてください。(いずれかに該当する方が対象)		
	☐	要介護または要支援の認定を受けている。→要介護度 ()	
	☐	認知症の確定診断を受けている。 →診断を受けた医療機関名 ()	
	☐	過去に徘徊（ひとり歩き）により行方不明になったことがある。 →徘徊の状況 ()	

GPS機器	メーカー		製品名	
	予定金額（内訳） （税込）	円		
		（本体）	（本体を除く初期費用※1） （内訳：)	
		円		円

※1 初期費用…シューズ、充電器等専用付属品等、位置情報検索サービスの利用開始に必要なものの購入にかかる経費

※添付書類

導入予定のGPS機器等の内容、金額が分かるもの

（※）製品名、連続動作時間、金額の記載があること。

同意書

認知症高齢者等GPS利用支援事業補助の支給可否決定に必要なときは、私の住民登録、医師等の指導・診療等、及び要介護認定に関する情報について、茨木市長が住民基本台帳、医療機関への聞き取り、または要介護認定に関する書類で確認することに同意します。

利用者氏名

代筆

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助
について、次のとおり決定しましたので通知します。

補 助 額 円

（備考）

次に該当する場合は、補助決定の取消しとなります。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 関係法令に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市認知症高齢者等G P S利用支援事業補助について
次の理由により支給できませんので通知します。

利用者氏名	
決定日	年 月 日
該当に ☒	理 由
☐	補助対象の要件（※）に該当していないため
☐	その他

※（補助対象の要件）

第3 対象となる者は、満40歳以上で、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている徘徊（ひとり歩き）により行方不明になる恐れがあり、次の各号のいずれかに該当する在宅の者またはその家族等とする。

- (1) 要介護または要支援の認定を受けている者
- (2) 認知症の確定診断を受けている者
- (3) その他市長が必要と認める者

年 月 日

（申請先）茨 木 市 長

申請者（家族等）

住 所

氏 名

（利用者との続柄）

生年月日

年 月 日（ 歳）

電 話

（ ） 自宅・呼出

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業補助について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前補助決定額
- 5 変更後補助申請額
- 6 差引増減額

※添付書類…導入予定のGPS機器等の内容、金額が分かるもの
（製品名、連続動作時間、金額の記載があること。）

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助確定通知書

年 月 日付け茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助変更承認申請書を
審査の結果、補助を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 変更前補助決定額 | 円 |
| 2 変更後補助確定額 | 円 |
| 3 補助差引額 | 円 |

年 月 日

（申請先）茨 木 市 長

申請者（家族等）

住 所			
氏 名	(利用者との続柄)		
生年月日	年	月	日 (歳)
電 話	()	自宅・呼出	

茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業実績報告書兼補助請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で補助決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告するとともに、茨木市認知症高齢者等GPS利用支援事業実施要綱第10の規定により、補助を請求します。

1 補助対象事業

2 補助決定額

円

3 補助精算額

円

4 補助事業の成果

利用者氏名				
導入した GPS機器	メーカー		製品名	
	円			
	支払金額 (内訳) (税込)	(本体) 円	(本体を除く初期費用※1) (内訳：)	円

※1 初期費用…シューズ、充電器等専用付属品等、位置情報検索サービスの利用開始に必要なものの購入にかかる経費

請 求 金 額	円	上限10,000円 (上限を下回るときはその購入 又は貸与費用及び初期費用)									
振 込 先 金 融 機 関	銀行	支店									
ふりがな											
口座名義人											
預金種目 (普通・当座・貯蓄)	口座番号										

※申請者氏名と口座名義人は同一をお願いします。

5 添付書類

- (1) GPS機器等導入に係る支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 導入したGPS機器等の購入費用と初期費用が分かるもの
- (3) 補助決定通知書又は補助確定通知書の写し

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助について、
次の理由により、補助決定の全部または一部を取り消します。

該当に ☒	理 由
☐	この要綱に違反したとき。
☐	虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
☐	補助決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
☐	関係法令に違反したとき。
☐	その他市長が不適當と認めたとき。

取り消し決定	全部	一部
--------	----	----

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助返還請求書

年 月 日付けで申請のあった茨木市認知症高齢者等 G P S 利用支援事業補助について、
次の理由により、補助決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る補助の返還を請求
します。

返 還 請 求 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	別途返納通知書による。